

別表(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 限度額 (県補助金)	8 重要な 変更	9 その他
細事業	内容								
新たな園芸品目試作支援事業(一般)	地域の特色を活かした特産物を育成する試行的な取組の支援	生産組織、農業法人、JA等 (認定新規就農者は除く。) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。	新たな園芸品目等の試作に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な種苗費、資材費、機械等のレンタル料、観察、調査、専門家の招聘に要する経費(旅費、謝金等)など ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、機械及び建物の購入は除く。	1/2 又は 第6欄の率※	市町村	1/3	最長2年間 合計で500千円/ 事業実施主体	補助金 の増額	・パイプハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済、損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。 ・国の产地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならない。
新たな園芸品目試作支援事業(広域)	広域生産組織等		上記に準じる。 ※広域とは、複数市町村の農業者等からなる組織の場合又は一つの組織等が複数市町村にまたがる取組を実施する場合とする。			1/3			
園芸振興品目产地化支援事業(一般)	地域で振興する園芸品目等の产地化を推進する新たな取組の支援	生産組織、農業法人、JA等 (認定新規就農者は除く。) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。	地域で振興する園芸品目等の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成や产地化など定着・規模拡大などを行う新たな取組に必要な経費 ・パイプハウス(リース含む。)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む。)等 ・共同出荷施設の整備や農作業受委託などの新たな仕組づくりに必要な経費等 ・排水対策など土壌改良に係る経費等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な機械は対象とする。 ※原則、パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱いとする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 又は 第6欄の率※	市町村	1/3	最長2年間 合計で2,500千円/ 事業実施主体		
園芸振興品目产地化支援事業(広域)	広域生産組織等		上記に準じる。 ※広域とは、複数市町村の農業者等からなる組織の場合又は一つの組織等が複数市町村にまたがる取組を実施する場合とする。			1/3			
県育成イチゴ品種生産拡大支援事業	県育成イチゴ品種「とっておき」「堅しろう」の生産・規模拡大するための施設設備・機械等の導入を支援	農業者、農業法人等	イチゴ品種「とっておき」又は「堅しろう」の栽培に用いる機器・施設設備等の導入に要する経費 (1)生産向上対策 ・炭酸ガス発生装置、暖房機など収量・品質等生産性を向上する機械装置等の導入経費 (2)产地規模拡大 ・パイプハウス、高設ベンチなど規模拡大を行う施設設備等の設置経費 ※原則、パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスあるいはイチゴ大型低コストハウスとする。	1/2 又は 第6欄の率※	市町村	1/3	(1)350千円/事業実施主体 (2)2,500千円/事業実施主体		

(注)1 居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める。

2 工事費又は委託費については、県内事業者が施工し、又は実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。